

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ販売要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）が製作する青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ（以下「募金グッズ」という。）の販売について必要な事項を定めるものとする。

(販売の目的)

第2条 実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポの愛称、マスコット等を活用した募金グッズを製作し、販売により得た売上金から製造及び販売に要した経費を差し引いた額を青森県に寄附する。

(販売方法等)

第3条 募金グッズは、実行委員会による販売及び委託による販売とし、その種類及び販売価格は別に定めるとおりとする。

2 募金グッズの販売期間は、原則として令和8年12月31日までとする。

(直接販売)

第4条 実行委員会が募金グッズを販売する場合の決済方法は、現金のほかキャッシュレスにすることができるものとし、領収書又はそれに準ずるものを発行する。

2 現金決済による売上代金は、速やかに実行委員会口座に入金する。

3 キャッシュレス決済による売上代金は、その決済事務等を行うため実行委員会が契約した相手方が、契約に基づく手数料等を差し引いた上で実行委員会の口座に入金する。なお、実行委員会口座への入金については、契約相手方の委託先等が行うことを妨げない。

(委託販売登録)

第5条 委託販売を行おうとする者は、次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、実行委員会の登録を受けなければならない。

(1) 募金グッズ販売の趣旨を理解し、協力する者であること。

(2) 従業員が常駐する店舗等を管理・運営していること。

(3) 個人の場合、成年被後見人若しくは被保佐人でないこと及び破産の申立てをしていないこと、若しくは破産の宣告を受けていないこと。

(4) 法人の場合、破産法、会社更生法若しくは民事再生法に基づく手続き開始の申立てをしていないこと、または手続き開始の決定がされていないこと。

(5) 反社会的行為により県民生活の安全と平穏を脅かす暴力団等ではないこと。

(6) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条の適用を受けていないこと。

(7) 業務の内容が公序良俗に反するもの、または政治性もしくは宗教性のあるもの等でないこと。

2 前項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、登録申請書（第1号様式）を実行委員会に提出しなければならない。

3 実行委員会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、必要に応じて募金グッズを販売する店舗（以下「取扱店」という。）等の現地確認を行ったうえで、第1項各号に掲げる要件を備えていると認めた場合に、登録簿（第2号様式）に記載するとともに、申請者に対して登録通知書（第3号様式）により通知する。

（委託販売）

第6条 前条の登録を受けた者（以下「委託販売者」という。）は、発注書（第4号様式）により募金グッズを発注する。

2 実行委員会は、前項の規定により提出された発注書に基づき、納品書（第5号様式）により募金グッズを納品する。

3 委託販売者は、販売した募金グッズの売上代金から当該募金グッズの種類及び数量に応じて、別に定める納付金を実行委員会に納入する。

4 前項の規定による納付金の納入は、次の各号に定める手続きによる。

（1）委託販売者は、委託販売報告書（第6号様式）により5、8、11、2月の各月末日における販売状況を、当該月の翌月15日までに実行委員会へ提出する。ただし、実行委員会と協議の上、必要に応じて委託販売報告書の提出時期を変更することができる。

（2）実行委員会は、前号の規定により提出された報告書の内容を確認し、委託販売者に対して売上代金請求書（第7号様式）を送付する。

（3）前号の請求書を受領した委託販売者は、当該請求書発行の日から20日以内に、請求額を実行委員会口座に入金する。

（委託販売者の取消し）

第7条 実行委員会は、委託販売者がその資格を欠くと認めた場合は、委託販売店登録を取り消すことができる。

2 実行委員会は、委託販売店登録を取り消した場合は、委託販売取消通知書（第8号様式）により通知する。

（募金グッズの返品の手扱い）

第8条 委託販売者は、販売期間終了後又は前条に定める委託販売店の取消しを受けた時、又は商品の不良を発見した時は、速やかに返品書（第9号様式）を作成し、募金グッズの在庫品とともに実行委員会に提出する。

（その他）

第9条 実行委員会は、委託販売者の募金グッズ取扱店を実行委員会ホームページ等に掲載し、一般への周知に努めるものとする。

2 この要領に定めるもののほか、募金グッズの販売に関し必要な事項は、実行委員会事務局長が別に定める。

付 則

この要領は、令和5年12月21日から施行する。

付 則（令和6年7月29日一部改正）
この要領は、令和6年7月29日から施行する。

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会長 様

申請者 住所
氏名
（法人にあつては名称および代表者の氏名）
電話番号
担当者名

登 録 申 請 書

募金グッズ委託販売者として登録を受けたいので、青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ募金
グッズ販売要領第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

取扱店の所在地	〒
取 扱 店 名	
取扱店電話番号	
業種(業務内容)	
営 業 時 間	
休 業 日	

※取扱店の欄が不足する場合は、別紙に記載の上、添付してください。

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ販売要領第5条第1項に定める条件を全て満た
すことを誓約します。

氏名（名称および代表者）

様

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会長

登 録 通 知 書

令和 年 月 日付け「登録申請書」に基づき、募金グッズ委託販売者として下記のとおり登録したので通知します。

記

登録番号	
取扱店の所在地	〒
取扱店名	
取扱店電話番号	
業種 (業務内容)	
営業時間	
休業日	

第4号様式（第6条関係）

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会事務局 行き
FAX番号

令和 年 月 日

発 注 書

登録番号	
取扱店名	
住 所	〒
電話番号	
担当者名	

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ販売要領第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり発注します。

(単位：個)

品名	現在の在庫 (ア)	今回の発注数 (イ)	今回発注後の在庫 (ア)+(イ)	備考
合計				

様

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会長

納 品 書

令和 年 月 日付け「発注書」に基づき、次のとおり納品します。

(単位：個)

品 名	納品数	備 考
合計		

第6号様式（第6条関係）

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会事務局 行き
FAX番号

令和 年 月 日

委託販売報告書

登録番号	
取扱店名	
住 所	〒
電話番号	
担当者名	

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ販売要領第6条第4項第1号の規定に基づき、下記のとおり令和 年 月～令和 年 月分の販売状況を報告します。

（単位：個、円）

品 名	今期分の販売状況等					在庫状況		
	販売数 [A]	1個当たりの額			納付金 [A]×[D]	総発注 数 ①	総販売 数 ②	残数 ②-①
		販売価格 [B]	販売手数 料 [C]	納付金 [D] (B-C)				
合計	個	円	円	円	円	個	個	個

※販売価格は税込の額

様

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会長

売上代金請求書

令和 年 月 日付け「委託販売報告書」に基づき、登録番号 ー の取扱店に係る
募金グッズの納付金を、下記のとおり請求します。

(単位：個、円)

品名	今期分販売数 [A]	1個あたりの額			納付金 (請求額) [A]×[D]
		販売価格 [B]	販売手数料 [C]	納付金 [D] (B-C)	
請求額合計					円

※販売価格は税込の額

○振込先

青森銀行 県庁支店

普通預金

口座名義 青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会長

○納付期限

令和 年 月 日

※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

様

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会長

委託販売取消通知書

募金グッズ委託販売者の下記の登録については、以下の理由により取り消しましたので通知します。

なお、青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ販売要領第8条の規定により、速やかに「返品書（第9号様式）」を作成し、募金グッズの在庫品とともに青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会事務局に提出してください。

記

登録番号	
取扱店の所在地	〒
取扱店名	
取扱店電話番号	
業種 (業務内容)	
営業時間	
休業日	

(取消理由)

第9号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会長 様

返 品 書

登録番号	
取扱店名	
住 所	〒
電話番号	
担当者名	

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ販売要領第8条の規定に基づき、下記のとおり返品を行います。

（単位：個）

品名	総発注数	総販売数	返品数
合計			